

事業概要

平成 26 年度
(平成 25 年度実績)



広島県食肉衛生検査所

ま え が き

広島県食肉衛生検査所の業務の推進につきましては、平素から格別の御協力と御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、期限切れ食肉、食品偽装あるいは異物混入に関する事件がしばしば大きく報道され、消費者の食品の安全性に対する関心はますます高まっています。このような状況の中、今年4月に当所が所管する、「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の省令が改正され、事業者等が講ずべき衛生措置の基準について従来の基準に加え、新たに HACCP（危害分析・重要管理点方式）を用いて衛生管理を行う場合の基準が規定されました。この改正により平成27年4月1日から、事業者はどちらかの基準を選択し衛生管理を行うこととなります。HACCPを用いて衛生管理を行うことにより、食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながるなど、食肉の安全性の向上が期待されることから、と畜場及び食鳥処理場においても、HACCPを用いた衛生管理を普及させる必要があります。当所におきましても事業者等に対し適切に指導・助言をしていくことが重要であると考えています。

また、近隣国においては依然として高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などが継続して発生しており、今年国内においても複数の農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められました。安全で安心な食肉を消費者に提供するためには、これらの伝染病がと畜場や食鳥処理場で発見された場合の対策を確実に推進するとともに、と畜検査、食鳥検査がより重要になります。

今後も引き続き食肉の安全・安心確保に向けて、検査技術の研鑽を積むことはもとより、積極的に衛生対策の推進を行い、消費者に対して食肉の安全性の理解つまり検査業務の理解を広めるために施設見学やホームページを利用した情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

ここに、平成26年度の事業概要を作成しましたので、御高覧いただければ幸いです。

平成27年1月

広島県食肉衛生検査所長 川西 秀則

目 次

第1章 総説

1	検査所の沿革	1
2	組織と機構	2
(1)	組織	2
(2)	広島県行政機関設置条例	2
(3)	広島県行政組織規則	2
3	職員の配置状況	2
4	業務の内容	3
5	施設の状況	3
6	主な検査用機械器具一覧表	4
7	管内の状況	5
(1)	位置図	5
(2)	と畜場の概要	5
(3)	大規模食鳥処理場の概要	6
8	検査等手数料及び歳入状況	7
(1)	検査等手数料の推移	7
(2)	検査手数料歳入状況	7

第2章 事業の概要

1	事業概況	8
(1)	と畜検査	8
(2)	食鳥検査	8
(3)	試験室内検査	8
(4)	衛生指導等	8
(5)	消費者等に対する衛生教育	9
(6)	調査研究	9
2	と畜検査	9
(1)	月別と畜検査頭数	9
(2)	年度別と畜検査頭数	9
(3)	と畜検査頭数の推移	10
(4)	原因別処分状況	11
(5)	年度別処分頭数	12

3	食鳥検査	13
(1)	月別食鳥検査羽数	13
(2)	年度別食鳥検査羽数	13
(3)	検査羽数の推移	14
(4)	年度別処分状況	14
(5)	原因別処分状況	15
4	伝達性海綿状脳症（TSE）対策	16
5	試験室内検査	17
(1)	と畜検査（種類別）	17
(2)	食鳥検査（種類別）	17
(3)	と畜検査（検査項目別）	18
(4)	食鳥検査（検査項目別）	19
(5)	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査	20
(6)	モニタリング検査	20
ア	牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査	20
イ	牛枝肉及び施設等の微生物汚染実態検査	20
ウ	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査	20
エ	対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査	21
オ	牛血液性状検査	21
カ	食鳥及び施設等の微生物汚染実態調査（大規模食鳥処理施設）	21
6	衛生指導等	22
(1)	三次食肉加工センターに対する衛生指導	22
(2)	伝染性海綿状脳症及び口蹄疫対策	22
(3)	消費者等に対する衛生教育	22
(4)	鳥インフルエンザ対策	22
(5)	認定小規模食鳥処理場立入検査	22
(6)	認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	22
第3章 調査及び研究		
1	平成25年度の調査研究発表	23
	A 食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況	23
	BSEに関する意識調査と情報発信の検討	26
2	調査研究発表（平成16年度～平成25年度）	29
第4章 その他の参考資料		
	三次食肉加工センター使用料および解体料	31

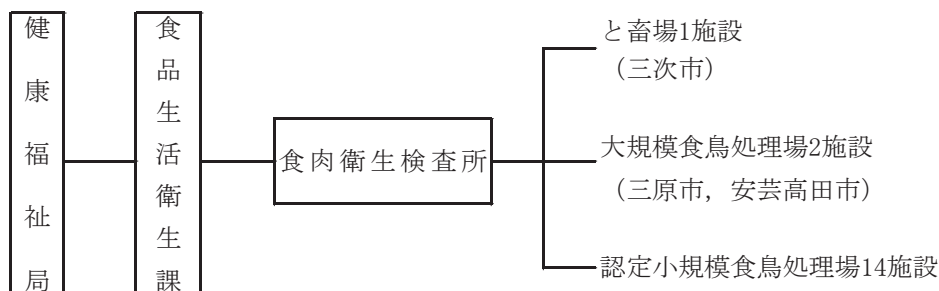
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和 46 年 2 月	広島県長期総合計画により、西部（広島）、東部（備後）、北部（備北）、の 3 流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和 49 年 4 月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員 3 名、非常勤と畜検査員 1 名で発足
昭和 49 年 8 月	庁舎竣工（面積 121.5 m ² 、補強コンクリートブロック平屋建）
昭和 52 年 7 月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和 53 年 4 月	と畜検査員 1 名増員
昭和 55 年 1 月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 （有効面積 冷凍庫 9 m ² 、冷蔵庫 4.8 m ² 平成 11 年増改築に伴い撤去）
昭和 55 年 3 月	敷地（1,270 m ² ）取得
昭和 56 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名増員
昭和 57 年 1 月	検査棟の建設（80 m ² ）、敷地の整備
昭和 57 年 3 月	検査用機械器具の充実整備
昭和 59 年 4 月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和 59 年 4 月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員 5 名、非常勤と畜検査員 1 名を配置
昭和 63 年 4 月	東部支所にと畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 2 年 3 月	府中市食肉センター廃止
平成 3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各 1 名を配置
平成 4 年 1 月	竹原市忠海と畜場廃止
平成 4 年 4 月	食鳥検査員 3 名（本所 2 名、東部支所 1 名）、非常勤食鳥検査員 7 名（本所 5 名、東部支所 2 名）を配置し、食鳥検査を開始
平成 5 年 3 月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成 8 年 4 月	本所の検査員 1 名増員、食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条委任
平成 10 年 4 月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員 2 名減員
平成 11 年 1 月	本所の増改築工事着工（平成 11 年 9 月竣工）
平成 11 年 4 月	東部支所廃止
平成 12 年 3 月	尾道市営と畜場廃止
平成 13 年 4 月	と畜検査員 1 名減員
平成 13 年 10 月	牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始
平成 15 年 6 月	大規模食鳥処理施設 1 施設廃止
平成 15 年 8 月	と畜検査員 1 名減員
平成 16 年 3 月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成 17 年 9 月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成 21 年 3 月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成 21 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名減員
平成 22 年 4 月	と畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 25 年 7 月	牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に変更

2 組織と機構

(1) 組織（平成26年3月31日現在）



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第7条 地方自治法第156条第1項の規定により、食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称、位置及び所管区域）

第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第61条 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前各号のほか、獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況（平成26年3月31日現在）

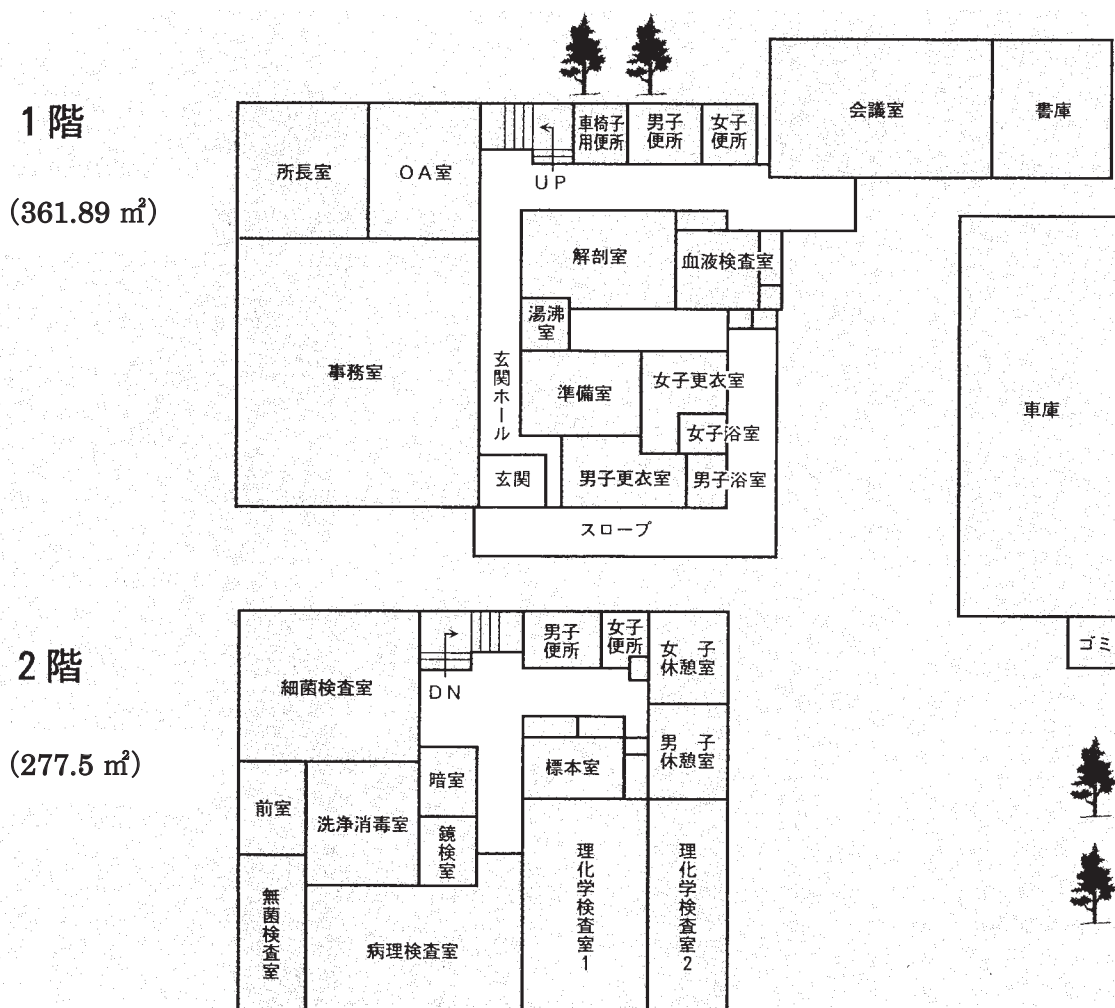
常勤職員						非常勤職員		計
所長	次長	専門員	事業推進員	主任	技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	1	2	2	1	6	15

4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及び BSE スクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び監視指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通感染症等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市栗屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート 2 階建て (1 階 361.89 m²，2 階 277.5 m²)
- (4) 敷地建物の配置図



6 主な検査用機械器具一覧表

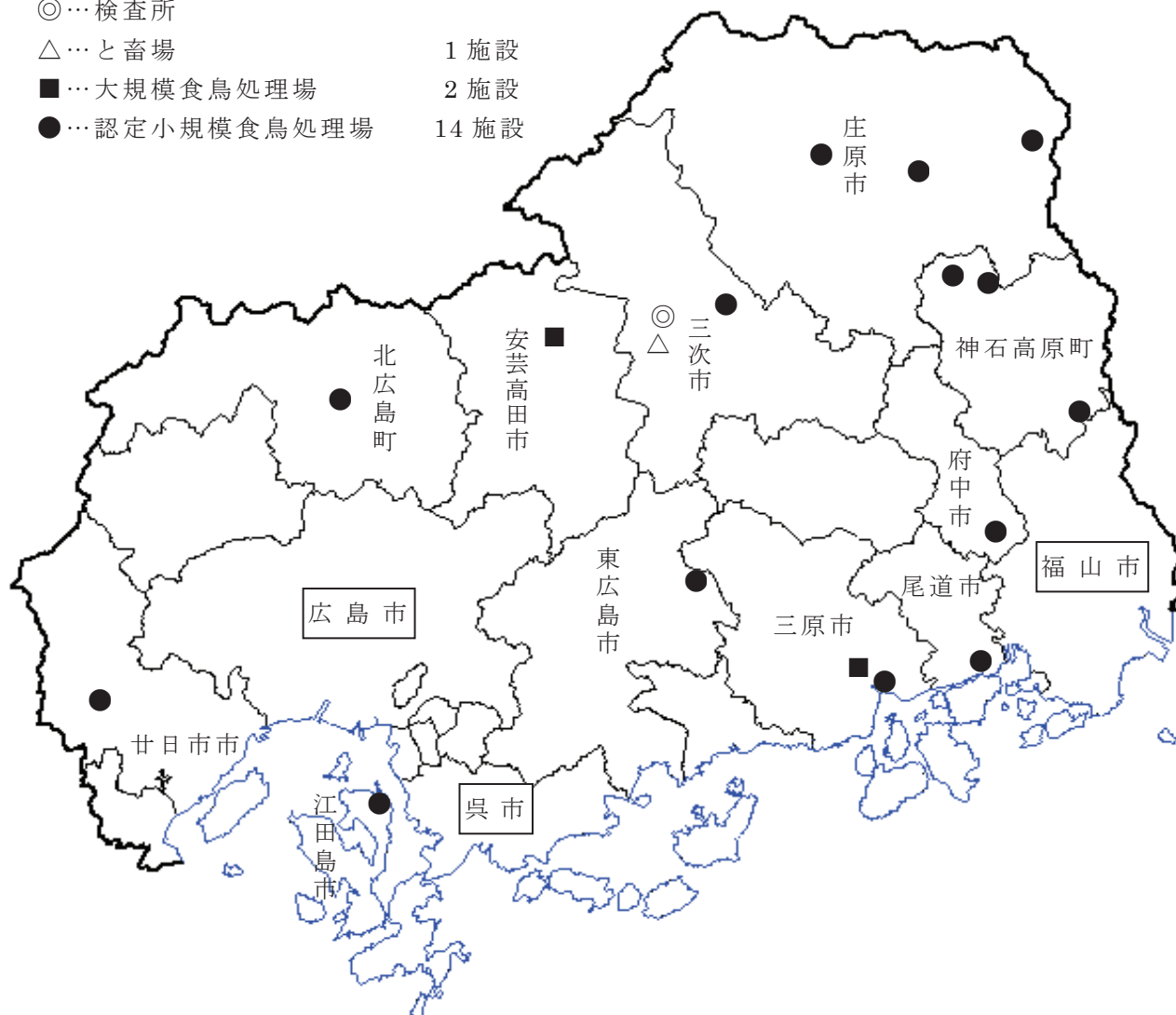
品名	数量	品名	数量
DNA増幅装置	1	pH測定器	1
アスピレーター	2	アルミブロック恒温槽	3
クリオスタット	1	血球計算器	1
ストマッカー	2	スライド製作機	1
パラフィン溶融器	1	電気泳動槽	1
ピペット洗浄器	2	比色計	1
プレートリーダー	2	孵卵器	3
マイクローム	1	プレートウォッシャー	1
安全キャビネット	1	滅菌器	6
攪拌器	3	遠心分離機	5
顕微鏡	6	吸光光度計	1
顕微鏡テレビ装置	1	顕微鏡写真装置	3
恒温器	8	顕微鏡投影器	1
自動定量式ピペット	6	高速クロマトグラフィー	1
小型インキュベーター	1	純水製造装置	2
振盪器	2	実体顕微鏡	1
臓器撮影装置	1	冷蔵庫	4
超音波洗浄器	1	卓上細胞破砕機	1
電気定温乾燥器	1	ディープフリーザ	1
濃縮器	2	ドラフトチャンバー	1
秤	6	培養器	1
分析装置	1	パラフィン伸展器	3
包埋装置	1	分注器	8
落射蛍光顕微鏡	1	ホモジナイザ	3
冷蔵ショーケース	1	ろ過装置	1
		発電機	1

7 管内の状況（平成26年3月31日）現在

所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

(1) 位置図

- ◎…検査所
- △…と畜場 1施設
- …大規模食鳥処理場 2施設
- …認定小規模食鳥処理場 14施設



(2) と畜場の概要

と畜場名	と畜場号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理能力 (頭) /日	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	300

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数 (人)	浄 化 槽 能 力 (t/日)
広島食鶏事業協同組合	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	10,000	16	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 869	3,900	10	100

8 検等手数料及び歳入状況

(1) 検査手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥
昭和 28.4～50.3	300	200	50	400	
50.4～51.3	500	350	100	500	
51.4～57.3	900	450	250	1,000	
57.4～60.3	900	450	250	1,000	
60.4～63.3	900	450	250	1,000	
63.4～平成元.3	900	450	250	1,000	
元.4～3.3	900	450	250	1,200	
3.4～4.3	900	450	250	1,300	
4.4～6.3	900	450	250	1,300	4
6.4～9.3	900	450	250	1,300	3 (4)
9.4～	900	450	250	1,300	3 (4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛 ・ 馬	とく ・ 豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
16	1,582,200	9,158,400	0	0	10,925,944	21,666,544
17	1,368,000	8,716,950	0	0	11,100,962	21,185,912
18	1,363,500	7,888,500	0	0	10,821,522	20,073,522
19	1,262,700	5,593,950	0	0	10,834,635	17,691,285
20	1,202,400	5,435,100	0	0	10,781,556	17,419,056
21	1,081,800	0	0	0	10,715,393	11,797,193
22	1,026,000	0	0	0	10,354,820	11,380,820
23	981,900	0	0	0	11,469,444	12,451,344
24	956,700	0	0	0	11,529,418	12,486,118
25	852,300	0	0	0	11,593,229	12,445,529

第 2 章 事業の概要

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊）のと畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。さらに、残留有害物質モニタリング検査及び牛枝肉の衛生検査を計画的に実施し、食肉の衛生的品質向上を図っている。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内14施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。さらに、残留有害物質モニタリング検査を計画的に実施し、食鳥肉の衛生的品質向上を図っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) と畜検査

ア 平成25年度の総と畜検査頭数は948頭であった。その内訳は、牛は947頭、豚は1頭であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は牛が2頭であった。一部廃棄頭数は牛が914頭（96.5%）、豚が1頭（100.0%）であった。

(2) 食鳥検査

ア 平成25年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,566,465羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は21,949羽（0.6%）で、その理由は炎症が11,266羽で最も多く、以下大腸菌症（4,451羽）、腹水症（2,438羽）、削瘦及び発育不良（1,758羽）、放血不良（1,284羽）の順となっている。一部廃棄羽数は93,290羽（2.6%）であった。

(3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成25年度に試験室内検査を行った獣畜68頭のうち、全部廃棄した獣畜は2頭であった。

イ と畜場に搬入された牛のうち、平成25年4月1日から6月30日まではすべての牛について、平成25年7月1日以降は生後48カ月齢超の牛について、BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

平成25年度は301頭についてBSEスクリーニング検査を実施し、すべて陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるため、牛枝肉のふき取り検査を実施した。併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 食肉及び食鳥肉への抗菌性物質等の残留の有無を調べるため、残留有害物質モニタリング検査を実施した。

オ 対韓国輸出食鳥等における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）を実施した。

(4) 衛生指導等

ア 食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（TSE）対応マニュアル及び口蹄疫等発生時の対応マニュアルに基づき、発生時の対応について机上演習を実施した。

イ と畜場の管理者及び作業従事者に対して、衛生管理講習会を開催した。

ウ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。
 エ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 14 施設について、立ち入り検査及び許可認定事務を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、消費者等に対する衛生講習会の実施及び施設見学者の受け入れを行った。

(6) 調査研究

「A食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況」及び「BSEに関する意識調査と情報発信の検討」について実施し、その成果を各種学会、研修会、業績発表会等で発表した。

2 と畜検査

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：日，頭)

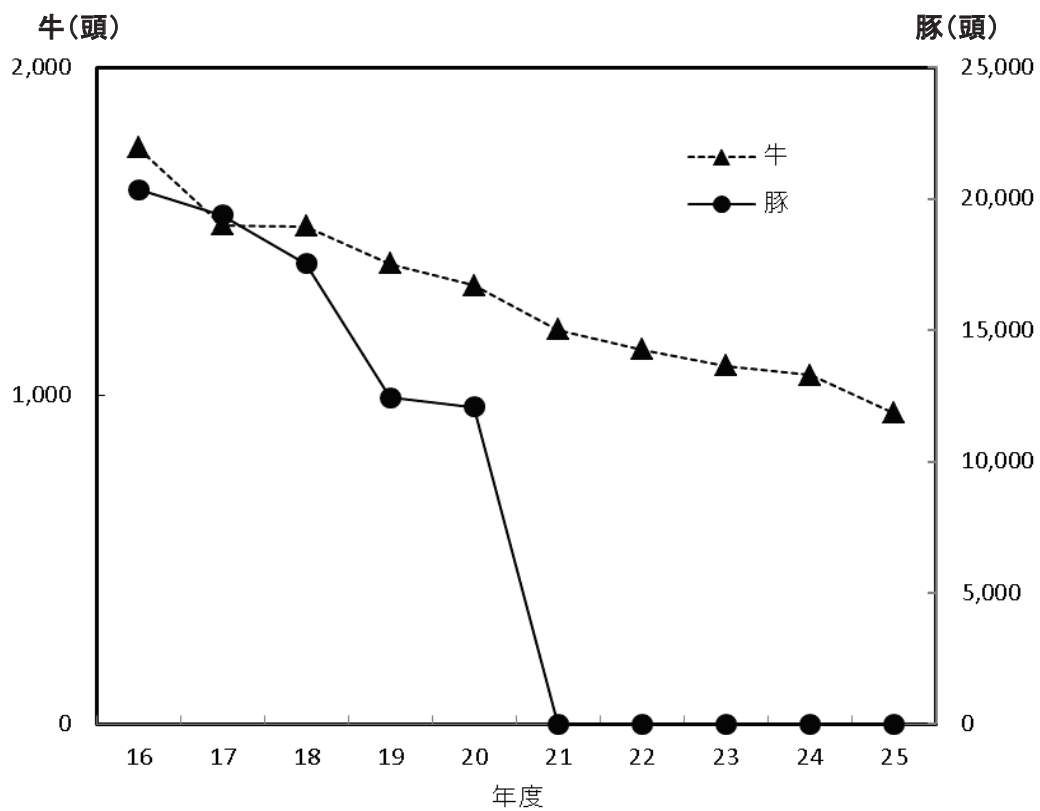
月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	16	96												96
5	16	82		5										87
6	15	76		2										78
7	18	97		6										103
8	13	73		2										75
9	13	66		5										71
10	18	75		7										82
11	13	67		2										69
12	15	87		5										92
1	13	61		6										67
2	14	58		3						1				62
3	13	62		4										66
計	177	900	-	47	-	-	-	-	-	1	-	-	-	948

(2) 年度別と畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
16	1,754	-	4	20,353	-	22,111
17	1,520	-	-	19,372	-	20,892
18	1,515	-	1	17,531	-	19,047
19	1,403	-	-	12,432	-	13,835
20	1,336	-	-	12,079	-	13,415
21	1,202	-	-	1	-	1,203
22	1,140	-	-	1	-	1,141
23	1,091	-	-	1	-	1,092
24	1,063	-	-	1	-	1,064
25	947	-	-	1	-	948

(3) と畜検査頭数の推移



(4) 原因別処分状況

	処分実頭数	疾病												頭別の疾患							計						
		細菌病			ウイルス・リケッチア病			原虫病			寄生虫病			その他			その疾患										
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
牛	禁止 全部廃棄 一部廃棄	- 2 914	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	1			47	3		869	422	285	1,626
とく	禁止 全部廃棄 一部廃棄	- - -	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/											- - -
馬	禁止 全部廃棄 一部廃棄	- - -	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/											- - -
豚	禁止 全部廃棄 一部廃棄	- - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/											- - 7
めん羊	禁止 全部廃棄 一部廃棄	- - -	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/											- - -
山羊	禁止 全部廃棄 一部廃棄	- - -	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/											- - -

(5) 年度別処分頭数

(単位:頭)

年度 (平成)	とさつ解除				禁止				全部				肉				一部				内臓				計				
	牛	とく	馬	豚	牛	とく	馬	豚	牛	とく	馬	豚	牛	とく	馬	豚	牛	とく	馬	豚	牛	とく	馬	豚	牛	とく	馬	豚	
																													牛
16				87	1		79	1,600	3	18,523	77	714	1,679			3	19,316				3								
17				93			74	1,360		17,689	78	815	1,444				18,578												
18				68	1		86	1,284	1	15,580	97	816	1,389			1	16,482				1								
19				54	1		85	1,111		10,484	92	495	1,213				11,064												
20				55	1		66	1,027		9,675	65	476	1,105				10,217												
21								884		1	67		963				1												
22					1			800		1	44		854				1												
23								854		1	101		970				1												
24					1			863		1	130		995				1												
25					2			766		1	146		914				1												

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

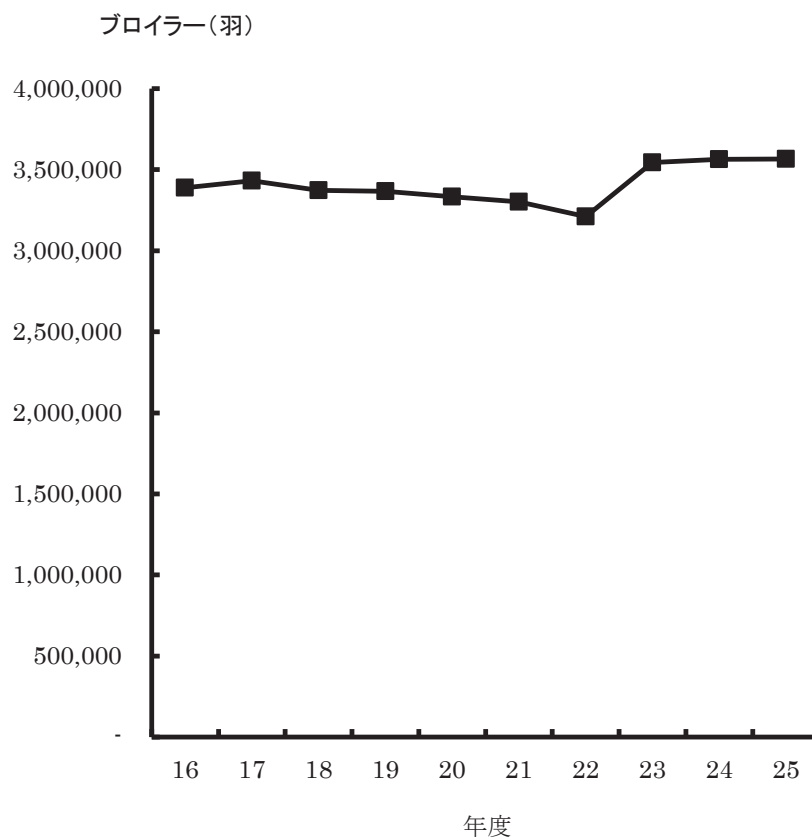
月	広島食鶏事業（協）		サイコー物産（株）		月計
	日数	ブロイラー	日数	ブロイラー	
4	22	223,471	21	82,922	306,393
5	23	230,035	23	89,994	320,029
6	20	200,359	18	68,518	268,877
7	22	195,869	22	82,401	278,270
8	22	211,454	20	75,045	286,499
9	20	200,225	20	76,312	276,537
10	22	223,050	22	86,692	309,742
11	22	231,644	21	84,438	316,082
12	23	237,184	21	92,267	329,451
1	20	210,295	21	79,342	289,637
2	20	203,120	19	76,020	279,140
3	21	219,441	22	86,367	305,808
計	257	2,586,147	250	980,318	3,566,465

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	合 計
16	3,388,768	-			3,388,768
17	3,431,391	-			3,431,391
18	3,372,359	-			3,372,359
19	3,366,963	-			3,366,963
20	3,333,231	-			3,333,231
21	3,300,635	-			3,300,635
22	3,209,792	-			3,209,792
23	3,544,086	-			3,544,086
24	3,564,653	-			3,564,653
25	3,566,465	-			3,566,465

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

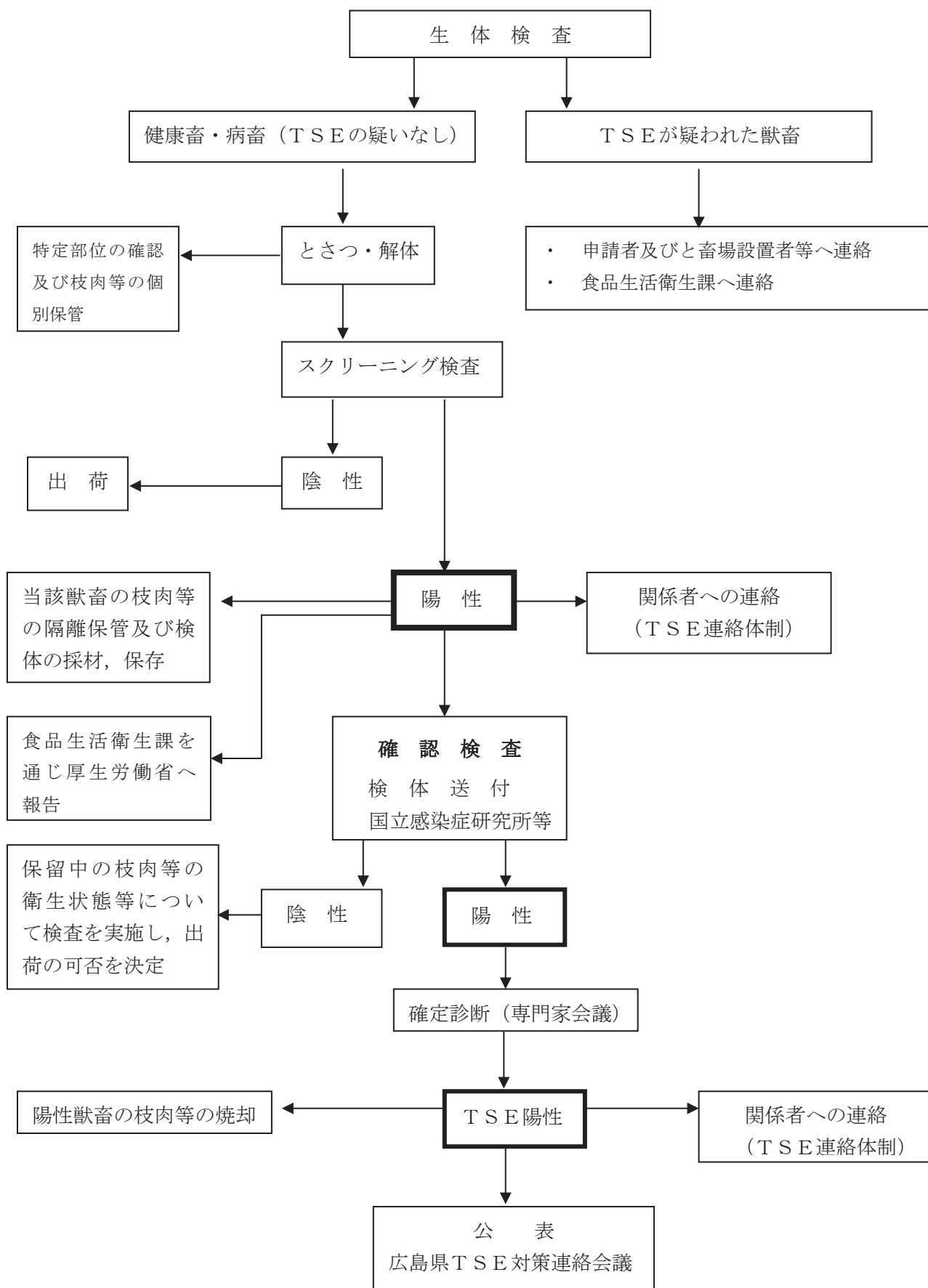
(単位：羽)

年度	検査羽数	処分羽数	処 分 区 分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
16	3,388,768	83,124	18,404	64,720	2.45%
17	3,431,391	98,850	16,244	82,606	2.88%
18	3,372,359	85,227	14,233	70,994	2.53%
19	3,366,963	89,903	17,811	72,092	2.67%
20	3,333,231	75,104	18,350	56,754	2.25%
21	3,300,635	79,045	22,168	56,877	2.39%
22	3,209,792	93,100	30,748	62,352	2.90%
23	3,544,086	110,392	24,420	85,972	3.11%
24	3,564,653	112,378	21,432	90,946	3.15%
25	3,566,465	115,239	21,949	93,290	3.23%

(5) 原因別処分状況

		ブロイラー			成 鶏			あ ひ る			七 面 鳥		
検 査 羽 数		3,566,465			-			-			-		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処 分 実 羽 数		-	21,949	93,290									
疾 病	ウイ	鶏 痘											
	ルス	伝染性気管支炎											
	ス	伝染性喉頭気管炎											
	・	ニューカッスル病											
	クラ	鶏 白 血 病											
	ミ	封入体肝炎											
	ジア	マレック病		1									
	病	そ の 他											
病	細	大 腸 菌 症		4,451									
	菌	伝染性コリーザ											
	病	サルモネラ病											
		ブドウ球菌症											
		そ の 他											
別	そ	毒 血 症											
		膿 毒 症											
		敗 血 症											
		真 菌 症											
		原 虫 病											
		寄 生 虫 病											
		変 性			83								
		尿酸塩沈着症											
		水 腫			4								
		腹 水 症		2,438									
羽	出 血			22,443									
	炎 症		11,266	70,760									
	萎 縮												
	腫 瘍		5										
	臓器の異常な形等												
	異 常 体 温												
	黄 疸												
	外 傷												
	中 毒 諸 症												
	削瘦及び発育不良		1,758										
疾 病	放 血 不 良		1,284										
	湯 漬 過 度												
	そ の 他		746										
	計	-	21,949	93,290									

4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策



(3) と畜検査 (検査項目別)

(単位：頭，件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置			備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	
炭疽											-					
豚丹毒											-					
サルモネラ病											-					
結核病											-					
ブルセラ病											-					
破傷風											-					
放線菌症											-					
抗酸菌症											-					
膿毒症											-					
敗血症	1		14				1				15			1		
その他											-					
トキソプラズマ病											-					
その他											-					
のう虫病											-					
ジストマ病											-					
その他											-					
尿毒症											-					
黄疸											-					
水腫											-					
腫瘍	1		14			1	10				25			1		
中毒諸症											-					
その他	58		11			53					64					
その他 抗菌性物質等	8		25				4				29					
計	68	-	64	-	-	54	10	5	-	-	133	-	-	2	-	-

(単位：羽，件数)

(4) 食鳥検査 (検査項目別)

検査区分	検査羽数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性羽数	措置		備考	
		直接鏡検	一般培養	同定									禁止	全部廃棄		一部廃棄
痘																
伝染性気管支炎																
伝染性喉頭気管炎																
ニューカークワッスル病																
鶏白血病																
封入体肝炎																
マレック病																
その他																
大腸菌症	2		2	2							4			2		
伝染性コリネバ																
サルモネラ菌																
ブドウ球菌症																
その他																
毒血症																
腫毒症																
敗血症																
真菌症																
原虫病																
寄生虫病																
変性																
尿酸塩沈着症																
水腫																
腹水症	17		17	10				1						17		
出血症																
炎症																
萎縮																
腫瘍	1						1							1		
臓器の異常な形態等																
異常体温																
黄疸																
外傷																
中毒諸症																
割腹及び発育不良																
放血不良																
腸潰過度																
その他	17		5			1	1	12			18					17
計	37	-	24	12	-	-	2	13	-	-	51	-	-	20	-	17

(5) 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成 25 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 30 カ月齢以上の牛	その他の牛	
261	0	36	225	0

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 48 カ月齢以上の牛	その他の牛	
40	0	40	0	0

(6) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

検査頭数	腸管出血性大腸菌			
	免疫クロマト法 (O157)	P	C	R 法
36	36			36

イ 牛枝肉及び施設等の微生物汚染実態検査

(検体数)

検体	検査頭数	検査項目		
		一般細菌数	大腸菌群数	カンピロバクター
牛枝肉ふき取り	42	84	84	-
牛胆汁	2	-	-	2

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査

(検体数)

検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
17	17	17

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査

(検体数)

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	72	72

オ 牛血液性状検査

(検体数)

検査頭数	全血		血清（生化学）
	赤血球	白血球	
54	52	53	324

カ 食鳥及び施設等の微生物汚染実態検査（大規模食鳥処理施設）

(検体数)

検体	検査羽数 (件数)	カンピロバクター検査
鶏	240	704
施設等ふき取り	30	30

6 衛生指導等

- (1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導
と畜衛生講習会

月 日	場 所	出席者数 (人)
2月28日	検査所	20

- (2) 伝達性海綿状脳症及び口蹄疫対策

食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（T S E）対応マニュアル及び口蹄疫等発生時の対応マニュアルに基づき、発生時の対応について机上演習を実施した。

月 日	場 所	出席者数 (人)
6月7日	検査所	18

- (3) 消費者等に対する衛生教育

月 日	場 所	参加人数 (人)
6月24日	東広島商工会議所	71
6月26日	東広島庁舎	27
6月27日	庄原市田園文化センター	182
7月9日	布野生涯学習センター	40
7月11日	三次庁舎	55
7月16日	三次広域商工会甲奴支所	16

- (4) 鳥インフルエンザ対策

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。

月 日	場 所	参加人数 (人)
11月13日	検査所	15

- (5) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
14	16

- (6) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位：羽)

処 理 羽 数	66,796
と さ つ 禁 止	—
全 部 廃 棄	178
一 部 廃 棄	18

第 3 章 調査及び研究

1 平成 25 年度の調査研究発表

A 食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況

広島県食肉衛生検査所 ○増田加奈子, 湯藤亜里

はじめに

カンピロバクターを原因とする食中毒事件は全国的にも多発しており, 原因食品が判明したものではありません。しかし, 大規模食鳥処理場においては, 解体処理工程において, 一部の汚染とたいにより汚染の拡散が起り鶏肉の交差汚染は避けられないとの報告もある^{[1][2]}。そこで今回, 県内の大規模食鳥処理場で処理される鶏のカンピロバクター保菌状況及び食鳥処理場の衛生管理状況を調査した結果, 食鳥処理場における交差汚染を未然に防止するためには, カンピロバクターを保菌している鶏を後に処理する等の区分処理を行うことが効果的であると考えられたので, その概要を報告する。

材料及び方法

- 1 調査期間: 平成 25 年 5 月～9 月
- 2 調査対象施設: 管内 A 食鳥処理場 (中抜き方式)
- 3 材料

(1) 盲腸内容物

内臓摘出時に盲腸ごと採材した。

(2) とたいの拭き取り

内臓摘出後, 予備チラーに投入される前のとたい及び本チラー通過後のとたい表面(5cm×5cm)を滅菌タンポンで拭き取った。

(3) 施設内の拭き取り

湯漬け水, とたい洗浄水, 内外洗浄水, 予備チラー水及び本チラー水については, とたいが通過する時間と同時間滅菌タンポンを浸漬した。脱羽機については, 機械内部を滅菌タンポンで拭き取った (図 1)。

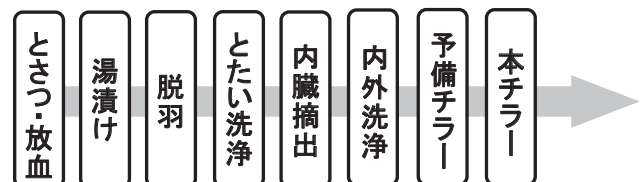


図 1 食鳥処理工程 (中抜き方式)

4 検査方法

拭き取りなどに使用した滅菌タンポンは採取直後に, 盲腸内容物については試験室内で無菌的

に1g計量後、プレストン培地に接種し42℃24時間増菌培養を行った。増菌培養後、一白金耳をmCCDA培地に塗抹し42℃48時間培養した。分離したコロニーについて、グラム染色及びオキシダーゼ試験を実施し、カンピロバクター属菌が疑われたものについて、5%馬血液加ミューラーヒントン培地で37℃72時間純培養した。また、同時にセファロチンおよびナリジクス酸について薬剤感受性試験を行い、セファロチンに耐性を示したのものについて、馬尿酸加水分解試験により菌種を同定した。なお、培養は全て微好気下で行った。

成績

1 鶏のカンピロバクター保菌状況

盲腸内容物からの検出率は12.0% (13/108)で、7農場15鶏舎のうち、3農場6鶏舎から検出された(表1)。

表1 農場別の検出率および陽性鶏舎数

	農場							計
	A1	A2	B1	B2	C	D	E	
陽性羽数/検査羽数 (検出率%)	0/24 (0%)	3/33 (9.1%)	3/15 (20.0%)	7/15 (46.7%)	0/5 (0%)	0/11 (0%)	0/5 (0%)	13/108 (12.0%)
陽性鶏舎数/検査鶏舎数	0/2	1/4	2/3	3/3	0/1	0/1	0/1	6/15

2 とたいの汚染状況(区分処理前)

チラー前のとたいからの検出率は51.0% (26/51)で、チラー後のとたいからの検出率は37.8% (17/45)であった。そのうち、盲腸内容物からカンピロバクターが検出されなかった鶏舎の鶏(以下、非保菌鶏群)のみを処理した場合、チラー前後のとたいいずれからも検出されなかった。一方、盲腸内容物からカンピロバクターが検出された鶏舎の鶏(以下、保菌鶏群)のみを処理した場合、チラー前のとたいから100% (10/10)、チラー後のとたいから80% (8/10)検出された。また、保菌鶏群処理後に非保菌鶏群を処理した場合、チラー前のとたいについては、保菌鶏群、非保菌鶏群ともに100% (5/5)検出され、チラー後のとたいについては、保菌鶏群80% (4/5)、非保菌鶏群100% (5/5)から検出された(図2)。

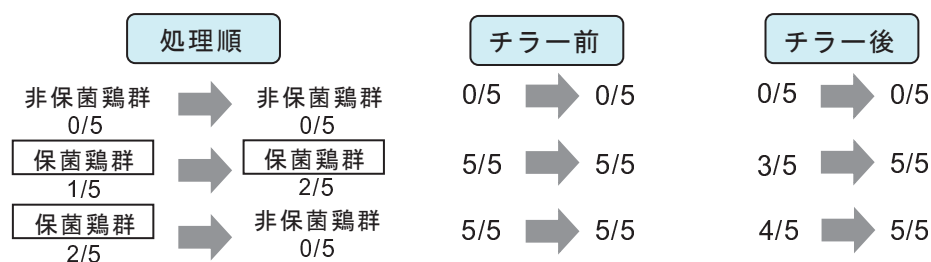


図2 処理順によると体の汚染状況

3 食鳥処理場の衛生管理状況及び汚染状況

(1) 施設の衛生管理状況

湯漬けの湯温は60±2℃、とたい洗浄水は残留塩素濃度約100ppm、予備チラー水は約50ppm、

本チラー水については約 50ppm かつ水温 3℃以下に管理されていた。チラー水はいずれも一定の塩素濃度に保たれた冷却水で 1ℓ/羽の量で換水されていた。

(2) 施設の汚染状況

非保菌鶏群処理時には、いずれの処理工程からも検出されなかった。

保菌鶏群処理時には、脱羽機及び塩素を添加していない内外洗淨水から検出され、また本チラー水からは塩素濃度及び水温が管理されているにも関わらず検出された。

4 区分処理の効果

調査結果をA食鳥処理場にフィードバックし、カンピロバクターが検出された保菌鶏群を非保菌鶏群の後に処理した結果、保菌鶏群からは盲腸内容物、チラー前後のとたい、内外洗淨水、予備チラー水及び本チラー水いずれからも検出されたが、非保菌鶏群からはそのいずれからも検出されなかった（表2）。

表2 区分処理の効果

処理順	チラー前	内外洗淨	予備チラー	本チラー	チラー後
①非保菌鶏群 (盲腸 0/10)	0/10	—	—	—	0/10
②保菌鶏群 (盲腸 4/10)	10/10	+	+	+	9/10

5 菌種の同定

検出されたカンピロバクターは、全て *C. jejuni* であった。

考察

今回の調査では、A食鳥処理場に搬入された鶏のカンピロバクターは特定の農場・鶏舎から検出され、農場・鶏舎によって保菌率に大きな差があることがわかった。

また、保菌鶏群の後に処理された非保菌鶏群のとたいから検出されたことから、非保菌鶏群は保菌鶏群から処理工程内で交差汚染を受けていることが示唆された。

現在の衛生管理では、とたいからカンピロバクターを完全に排除することは期待できないと考えられることから、A食鳥処理場において区分処理を実践した結果、交差汚染防止の効果が認められた。

一度汚染された農場・鶏舎でカンピロバクターを制御することがきわめて困難な現状では、汚染農場・汚染鶏舎を特定し、区分処理を行うことがカンピロバクター汚染を最小限にするために効果的と思われる。

引用文献

- [1] 品川邦汎：食鳥肉のカンピロバクター汚染とその防止，食品衛生研究，56，25-31（2006）
- [2] 中馬猛久：カンピロバクター食中毒予防の現状と展望，食品衛生研究，62，7-15（2012）

BSEに関する意識調査と情報発信の検討

広島県食肉衛生検査所 ○田原綾香 森中重雄

1 はじめに

BSE対策全般の見直しが行われた結果、BSEスクリーニング検査の対象月齢が48か月齢超に引き上げられ、平成25年6月30日に全頭検査は全国一斉に終了した。

科学的根拠に基づき見直しが行われたBSE対策であるが、報道ではBSE検査対象月齢の緩和及び全頭検査の終了のみがクローズアップされ、牛肉の安全性に不安をもつ消費者も多いと考えられる。

今回、食品関係事業者を対象に、BSEに対する認識状況や情報の浸透状況を把握するためアンケート調査を実施し、BSEの情報発信のあり方について検討したので、その概要を報告する。

2 調査方法等

平成25年6月～7月にかけて、県内各保健所で行われた食品衛生講習会受講者800名を対象にアンケート調査を実施した。

3 調査結果

(1) 回収数等

回収数：564名（回収率71%）

性別：男性45%（252名）、女性55%（309名）（無回答3名を除く。）

年齢：20代5%（25名）、30代14%（81名）、40代21%（118名）、50代20%（113名）
及び60代以上40%（224名）（無回答3名を除く。）

(2) BSEの認識状況

BSEについて、知っている人の割合は54%（306名）、知っているが詳しくはわからない人は43%（243名）、知らない人は3%（15名）であった。

(3) 日本で実施されているBSE対策の認識状況

① BSE検査について

日本でBSE検査が行われていることについて、知っている人の割合は49%（272名）、知っているが詳しくはわからない人は43%（242名）、知らない人は8%（46名）であった。（無回答4名を除く。）

② 特定部位の除去について

特定部位の除去について、知っている人の割合は26%（149名）、知っているが詳しくは

わからない人は 39% (219 名), 知らない人は 35% (195 名) であった。(無回答 1 名を除く。)

③ 飼料規制について

日本で B S E が確認されて以降, 飼料規制を実施していることについて知っている人の割合は 43% (240 名), 知っているが詳しくはわからない人は 32% (178 名), 知らない人は 25% (143 名) であった。(無回答 3 名を除く。)

(4) 日本における B S E の発生状況

(3)③の回答に対し, 飼料規制が徹底された後に生まれた牛からは, B S E が発生していないことを知っている人の割合は 27% (151 名), 知っているが詳しくはわからない人は 37% (210 名), 知らない人は 36% (199 名) であった。(無回答 4 名を除く。)

(5) B S E 検査対象月齢見直しについて

「全頭検査を望む」が 34% (195 名), 「わからない」が 32% (180 名), 「48 か月齢超でよい」が 21% (118 名), 「日本では B S E 検査をしなくてもよい」が 1% (6 名), 無回答が 12% (65 名) であった (図 1)。

「全頭検査を望む」理由 (複数回答) は, 「消費者の安心の観点から必要」が 154 件, 「48 か月齢以下の牛から B S E が全く発生しないとはいえないから」が 96 件と多かった (図 2)。

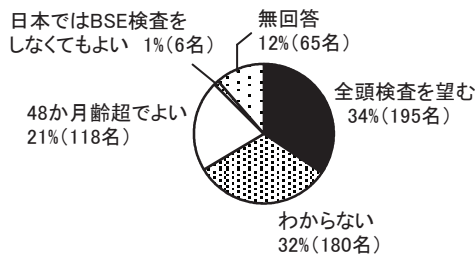
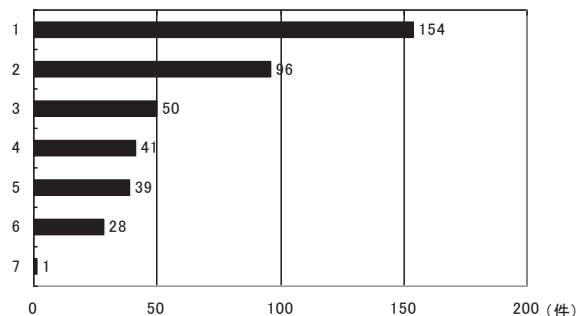


図1 BSE検査対象月齢見直しについて



- 1 消費者の安心の観点から必要
- 2 48か月齢以下の牛からBSEが全く発生しないとはいえないから
- 3 TPP交渉に併せて, 外国の圧力を受けて規制緩和しているように思うから
- 4 科学的な検証や根拠に疑問を感じるため
- 5 BSEに関する情報がまだまだ不足していると感じるため
- 6 なんとなく不安だから
- 7 図1他全頭検査を望む理由 (複数回答)

(6) 見直し後の B S E 対策

対策の見直し後は, 月齢に応じた特定部位の除去を全頭行っているが, そのことを知っている人の割合は 7% (41 名), 知っているが詳しくはわからない人は 27% (151 名), 知らない人は 56% (316 名), 無回答は 10% (56 名) であった。

(7) B S E についての情報の入手方法（複数回答）（図 3）

情報の入手方法は「新聞やテレビなどのニュース」であるという回答が 467 件で最も多く、「国や県のホームページ」は 21 件であった。

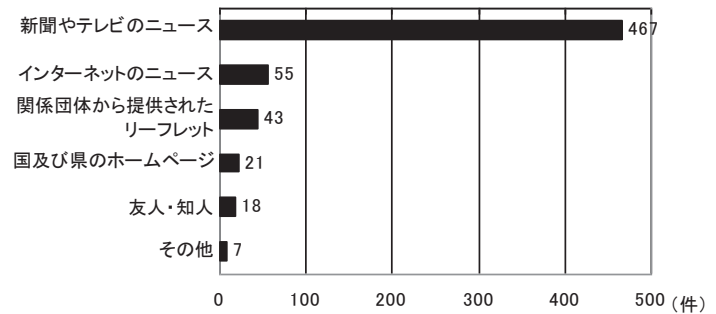


図3 BSEについての情報の入手方法

(8) 意見、要望

意見、要望については、「一般消費者に対してもわかりにくい。安心出来ない。もっとわかりやすく伝えて欲しい」、「国の情報が 100%信頼できない」との意見があった。

4 考察

今回実施したアンケートの結果、平成 13 年から行われていると畜場での B S E 対策については高い認識状況を示した。一方で、B S E 対策の成果や見直し後の対策についての認識状況は低かった。また、B S E 検査については「全頭検査の継続を望む」との回答が最も多く、次に「わからない」との回答が多くあった。国内での B S E 発生当初に比べ、現在は B S E について様々なことが明らかになっているが、一般消費者よりも関心が高いと思われる食品関係事業者でさえ、この様な結果になったことから、B S E に関する最新の科学的知見はあまり浸透していないものと考えられた。食の安全・安心を求めることは重要であるが、現在の日本の状況に応じて見直された B S E 対策について正しく判断ができるよう、最新の知見を消費者に発信し理解してもらう必要がある。

情報入手の方法は新聞やテレビが大半であり、多くの人が受動的に情報を入手していた。これに対し、能動的に情報を入手する方法の一つであるインターネットについては、ニュースなどを閲覧していても、国及び県のホームページはあまり利用されていない状況であった。行政の作成する資料が消費者にとってわかりにくく、理解しにくいことが利用されない原因の一つと思われる。行政機関では多くの消費者に理解してもらえよう、専門用語もできる限り噛み砕き、図などを併用して、消費者にとってわかりやすい情報を発信する必要がある。

当所においても、行政機関のホームページがあまり利用されていないことを踏まえ、わかりやすいホームページを作成した上で、他の関係機関（食肉に関する情報を発信する機関）とリンクさせ、食肉の情報が消費者に届きやすくする必要がある。また、施設見学の受け入れ、作成した啓発リーフレットの講習会等での配布など、消費者に積極的に情報を発信し、食肉に対して消費者が抱える疑問に応じていきたい。

2 調査研究発表（平成 16 年度～平成 25 年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
16	第 49 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	と畜場における排水中の脊髄組織の動向 についての一考察	井上 佳織
	食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場の搬入豚における毒素産生性 <i>Pasteurella multocida</i> の分離状況	東久保 靖
	食品衛生監視員等業績発表会 全国公衆衛生獣医師協議会平成 16 年度調査研究発表会	B S E に関する消費者意識－リスクコミ ュニケーションに向けて－	金田 佳子
17	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場における脳脊髄組織の付着状況と その対策	石田 学
	第 50 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	ブロイラーで認められた腹腔内腫瘍	山下 和子
18	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理施設における衛生対 策に関する検討	伊坪 堅香子 東久保 靖 伊坪 堅香子
19	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブ ロック会議	食肉の安全・安心に関する意識調査	伊坪 堅香子 久保田 早苗
	第 51 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	ニワトリの皮膚扁平上皮癌の 1 例	山下 和子
	第 51 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	内臓処理工程における牛肝臓の衛生実態 調査	長澤 元
20	日本獣医公衆衛生学会（全国） 食品衛生監視員等業績発表会（中 国誌上） 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織
21	全国公衆衛生獣医師協議会調査研 究発表会 第 27 回全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会 三次獣医師会技術検討会	<i>Bacillus mycoides</i> の芽胞形成が良好と なる培地の検討	長澤 元
	食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議	牛肝臓にみられた包膜炎の一例	前田 貴容子

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
22	食品衛生監視員等業績発表会 第 54 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	ブロイラーの蜂窩織炎	前田 貴容子
23	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	と畜場における牛枝肉の衛生対策について	大原祥子
24	食品衛生監視員等業績発表会	従事者が積極的に関わったと畜場衛生対策への取り組み	増田加奈子
	第 55 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討	森中重雄
25	第 56 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（全国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	A 食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況	増田加奈子
	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	BSE に関する意識調査と情報発信の検討	田原綾香

第4章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成 26 年 3 月 31 日現在

(円)

	牛馬	とく	豚	めん羊 山羊	病畜				摘要
					牛馬	とく	豚	めん山羊	
使用料	4,200	1,890	1,313	945	8,400	3,780	2,625	1,890	時間外は倍額
解体料	4,515	1,418	1,260	735	4,515	1,418	1,260	735	時間外は倍額

検査所案内

広島県食肉衛生検査所

728-0025 広島県三次市粟屋町 1911-1

TEL (0824)63-1305

FAX (0824)63-6130

JR西日本 三次駅より

約5Km

中国自動車道 三次インターより

約6Km

